

## イスラーム法入門 (5)

イスラーム研究センター客員教授 有見次郎

### 犯罪と刑罰

昨今、シャリーア（イスラーム法）を実施するイスラーム国に関するニュース等で、盗みによる手足の切断とか、飲酒による鞭打ちとかがとりあげられていることが多いが、それらの国の社会的・文化的背景に対する認識もなしに、興味本位での扱い方には反撥を感じる方も多いであろう。

そこで今回は犯罪と刑罰について考察してみたい。

信者の信仰生活、社会生活すべてを包括するイスラーム法において、犯罪とはアッラーが規定したシャリーアに反することである。

それに対する最終的な刑罰は、最後の審判の日に下されるわけであるが、そのような来世の懲罰とは別に、現世における刑罰の規定があった。それらは次の四つに大別されている。

1. ハッド（固定）刑
2. タアズィール（矯正）刑
3. キサース（同態復讐）刑
4. ディヤ（血の代償）

#### 1. ハッド（固定）刑

ハッド刑とはクルアーンに明文化された規定のある刑罰である。イスラーム法では処罰が裁定されるにあたり、アッラーの権利によって定まるものと、人間の権利によって処罰される刑罰とがある。

アッラーの権利としての罰の適用を受けるものは、第一にアッラーが明示された義務を放棄した場合で、第二にアッラーによって定められた禁止事項を犯した場合に生ずる罰則とに分かれる。

第一の、義務を放棄した場合に、適用を受ける罰則は、五行の中に見出せる。

例えば、初代カリフのアブー・バクルは、預言者の死去後、イスラームの五行の一つ、ザカート（喜捨）の義務を拒否したある部族をムルタッド（背教者）として、これに対し宣戦を布告し、実際に戦火を交えてもいる。信者の絶対的義務としてのザカートの支払いを拒否することが、不信者、背教者として見なされ、罰を適用できるとされたのである。

ザカートの支払いに関する罰則を見てみると、二度、三度にわたり支払いを促し、それでも喜捨をしない場合、三日間の猶予を与え、もし改悛があれば、斬首は免れられる、とされている。

また礼拝に関しても、これを怠ると背教者として見なされ、刑罰の対象となる場合がある。眠りや不注意から忘れてしまったというのではなく、故意に礼拝を放棄したり、勧められても行なわない場合などは、背教者としての罰を受けることになる。

ただし、これらの例は、もっとも極端な形でイスラームそのものに違反した行為に対しての罰則であって、実際の刑罰の決定にあたっては、種々の状況が考慮されることを忘れてはならない。

第二の、禁止事項を犯した場合に生ずる犯罪とは、姦通罪、飲酒罪、追い剥ぎ、窃盗、中傷罪、男色、背教罪などである。

さて、ハッド刑から順次説明を付け加えていくことにしよう。

#### ①姦通罪

「姦通した男と女は、それぞれ百回鞭打て。」

（クルアーン 第24章2節）

クルアーンに百回の鞭打ちとなってはいるが、全法学派の間では、正常の夫婦生活を営んでいるものが罪を犯した場合には、石打ちの刑を科しており、結婚以前の男女については先の刑を行っている。

イスラームにおいては、結婚以外の性関係は禁じられており、男女は結婚によって、動物的本性を抑止して平安な道を歩むよう説かれている。それゆえ、これに反した場合、もしその者が正常な精神状態にあり、成人であり、思慮分別があり、禁忌事項についての知識のある者であれば、このように罪に対する罰則が定められている。

ただし少年や思慮分別のない者に対しては、少年ならば成人になるまで、思慮に欠ける者については、正常に戻るまで猶予がある。

#### ②中傷罪

これは姦通容疑における場合の中傷である。クルアーンでは次のようになっている。

「貞節な女を非難して四名の証人を上げられない者には、八十回の鞭打ちを加えなさい」

（第24章4節）

イスラームにおいて人々の名誉は保護されなければならない。またこの罰は根拠のない悪口を断つためでもある。

「無分別に貞節な信者の女を中傷する者は、現世でも来世でもきつと呪われよう。かれらは厳しい懲罰を受けるであろう。」

「その日、かれらの舌と声と足は、その行なったことについてかれらに（不利な）立証をする。」

（第24章23・24節）

この中傷罪は、リアーン（姦通容疑による離婚）の場合において、当の訴えを起こした者がもし四名の証人を上げられない場合には、次のように適用される。

「自分の妻を非難するもので、自分以外に証人のない場合は、単独の証言で自分の真実なことをアッラーに誓って四度誓う。」

「そして五度目に、『もし自分の言葉が虚偽なら、アッラーのお怒りが自分の上に下るように。』（と誓う）」

（第24章6・7節）

#### ③飲酒罪

「かれらは酒と、賭矢についてあなたに問うであろう。言ってやるがいい。『それらは大きな罪であるが、人間のために（多少の）益もある。だがその罪は、益よりも大である。』」

（第2章219節）

「悪魔の望むところは、酒と賭矢によってあなたがたの間に、敵意と憎悪を起こさせ、あなたがたがアッラーを念じ、礼拝を捧げるのを妨げようとするところである。」

（第5章91節）

飲酒罪がハッド刑であることに学者の意見は一致しているが、その刑罰の鞭打ちの回数については意見が異なっている。

ハナフィー派、マーリキー派では八十回の鞭打ち、シャーフィイー派では四十回、ハンバリー派ではその双方を取っている。これらの相違は、預言者をはじめアブー・バクルやウスマーンらが四十回を支持したのに対し、二代カリフのウマルは八十回の鞭打ちを行っていたことにより、そのいずれを支持するかにかかわっているのである。

#### ④追剥ぎ罪

「アッラーとその使徒に対して戦い、また地上を攪乱して歩く者の応報は、殺されるか、または十字架につけられるか、あるいは手足を互い違いに切断されるか、または国土から追放される外はない。これらはかれらにとっては現世での屈辱であり、更に来世において厳しい懲罰がある。」

（第5章33節）

人里離れた場所で武器を携え、強盗を働くこの刑は、4つから成っている。(I)死刑(II)はりつけ刑(III)手足の切断(IV)追放などである。

殺人と金品の略奪はりつけ刑、殺人のみで略奪のない場合は死刑のみ。金品の略奪は手足の交互の切断(犯罪歴によって異なる場合や奪った金品の額による差異がある)、脅迫のみであった場合は追放処分となる。

#### ⑤男色

死に至るまで焼きつくせとまで言われる罪であって、イスラームで



説かれる男女の結婚形態と相容れない犯罪であるとする。

しかし、これらのハッド刑に相当する罪を犯した者が刑の確定以前に悔悟するならば、許されることもある。

「だがあなたがたがとり抑える前に、自ら悔悟した者は別である。アッラーは寛容にして慈悲深くあられることを知れ。」(第5章34節)

イスラームにおいては、罪の清算の最終にして最大の時が、最後の審判の日として約束されており、ハッド刑を始めとして一連の刑罰は、まずは現世での裁きであって、審判の日には再度裁きの座につくこと、また永遠に地獄から出られない大罪もあるが、これらについての最終審理は復活以後のアッラーの手に委ねられているとするのである。

また自己防衛については、被害を超えない報復という範囲内であれば、罪は課せられないであろう。さらにそれを行なうことによる報償も説かれている。

「不当なことをされた者が、自ら守って(報復して)も、これらの者に対して罪はない。」(第42章41節)

「だが耐え忍んで赦してやること、それこそ(アッラーの決められた) 確固たる人の道というもの。」(第42章43節)

## 2. タアズィール(矯正)刑

ハッド刑と対をなすタアズィール刑は、時と場所により異なる判断が下され、その権利を委ねられた者は判事であったりするが、この罪に該当するのは、高利の罪、詐欺罪、贈収賄、侮辱罪等である。またハッド刑として明文のないすべての罪をも含んでいる。

タアズィール刑はハッド刑以外の明文化されていない刑罰である。宗教・個人・財産等を守り、イスラーム社会における秩序と信者の福祉のために、あらゆる時と場所に存在する社会を害する新たな犯罪に対して、タアズィール刑の範囲が及んでいる。

当然ながらこのタアズィールでの処罰は、あくまでその罪を犯した者を矯正する目的で課せられるのであるので、ハッド刑を超えるものであってはならない。

例えば鞭打ちが行なわれる場合、ハッド刑において四十回であるならば、タアズィール刑においては四十回を超えることがあってはならない、と預言者は語っている。

イスラーム法の下での刑罰は、死刑、鞭打ち、手首・足首の切断等、比較的重い量刑のハッド刑が存在するが、実定法における無期懲役刑のような、長い拘留期間の刑はタアズィールにはない。

これに関して、二代カリフのウマルが、預言者の妻の一人でもある彼の娘のハフサに、夫から遠ざかっていることができる月日はどれ位かと尋ねたことに対する彼女の答え、四ヵ月から半年が限度である、というのを一応の規準としている。

イスラーム法と実定法との、拘留期間に関する相違は、以下の点に認められるであろう。長期にわたる拘束、監禁は、残された家族の生活状況に与える影響は計り知れない。また戦地に赴く兵士らは、これ以上の期間、留守になることもあるが、少くとも刑罰による拘留のそれとは家族の受ける心痛は比較にならない。

## 3. キサース(同態復讐)刑

殺害の禁止については、クルアーンの中には多くの章句で語られている。

「正当な理由による以外には、アッラーが尊いものとされた生命を奪ってはならない。誰でも不当に殺害されたならば、われはその相聘者に賠償または報復を求める権利を与える。殺害に関して法を越えさせてはならない。」(第17章33節)

またアダムの子カービールとハービールの物語から殺人罪について語られている。

「そのことのためにわれはイスラエルの子孫に対し、掟を定めた。人を殺した者 地上で悪を働いたという理由もなく人を殺す者は、全人類を殺したのと同じである。人の生命を救う者は、全人類を救ったのと同じである。」(第5章32節)

故意の殺害に対してクルアーンには、報復権が明言されている。

「信仰する者よ、あなたがたには殺害に対する報復が定められた。自由人には自由人、奴隷には奴隷、婦人には婦人と。だがかれ(加害者)に(被害者の)兄弟から軽減の申し出があった場合は、(加害者は)誠意を持って丁重に弁償しなさい。これはあなたがたへの主からの(報復の)緩和であり、慈悲である。」(第2章178節)

また他の章句の中には、次のように述べられている。

「われはかれらのために律法のなかで定めた。『生命には生命、目には目、鼻には鼻、耳には耳、歯には歯、すべての傷害にも、(同様の)報復を。』しかしその報復を控えて許すならば、それは自分の罪の償いとなる。アッラーが下されるものによって裁判しない

者は、不義を行う者である。」(第5章45節)

上記2章178節のクルアーン同様に、かつてユダヤ教徒への啓示の中で語られた事柄の例としての啓示にも付加され見られる報復の緩和に関して、クルアーンにおける報復権が一步踏み出たものとなっている点に留意すべきである。

さらに故意に殺人を犯した者は、来世において次のように説かれる。

「だが信者を故意に殺害した者は、その応報は地獄でかれはその中に永遠に住むであろう。」(第4章93節)

ハディースにはムスリムの血が流されてもよい場合として、アブドゥラー・ビン・マスウードはアッラーの使徒が次のように語ったとして伝えている。

「アッラー以外に神はなしと証言し、わたしがアッラーの使徒であることを証言したムスリムの血が流されることは許されない。しかし次の三者の場合は別である。それは姦通した既婚者の場合と、命には命の場合と、背教してムスリム社会を離れる者である。」  
「誰も不当に殺されることはない。さてしかしその血の一部はアダムの子カービールが負っている。なぜならば彼は殺人を行った最初の人類であるからだ。」

預言者ムハンマドの生涯で一度だけ行った別離の巡礼の際に、伝えられたハディースに依れば、アブー・バクルは預言者の言葉として次のように伝えている。

「あなたがたの生命と財産とあなたがたの名誉は、今月の今日のこの町における神聖さと同じように、あなたがたにとって神聖にして犯すべからざるものである。

あなたがたは、やがてあなたがたの主に見えるのである。その時、主はあなたがたが行ったことについて訊ねるのである。したがって私の亡き後、あなたがたは決してお互いに首を打ち合う無信仰者たちに戻ってはならない。この場に居合わせた者は、不在であった者に必ず伝えなさい。なぜならそれを伝えられた者の幾人かは、直接聞いていた者より確実にこのことを記憶するかもしれないからである。」

このように生命の尊厳については、クルアーンとハディースに枚挙に暇がないほど語り説かれているのである。しかし殺害行為は、これらに反する行為であり、これを罰するためのキサースにおいては、故意による犯行であることが認められれば刑の確定となる、また過失致死にキサースは適用されることはないが、故意殺人をめぐっては諸説あり学派間の相違がある。四大法学派の中で故意殺人あるいは過失致死の間に故意殺人に準ずる段階を考えるのはシャフイー学派とハンバル学派で、ハナフィー学派は、過失致死を3段階に分け殺人を5つの段階に分けて考えている。またマーリク学派においては、中間はなく故意殺人が過失致死で捉えられている。

物的証拠をめぐっても、物証の種類、軽重、長短に各派相違がある。またイスラームにおいては、自白が人証となることを付加しておかなければならない。

ハッド刑のように神が定めて固定されている刑罰とキサース刑との違いは、被害者側の権利として、報復の緩和としての代償が認められる場合があることである。

被害者側の権利として報復権が認められているのは、法定相聘人の順位によるのである。また赦しを与えることができるのもその順位による。次いでディヤ(血の代償)について簡単に触れておく。

## 4. ディヤ(血の代償)

「信者は信者を殺害してはならない。過失の場合は別であるにしても。過失で信者を殺した者は、1名の信者の奴隷を解放し、且つ(被害者の)家族に対し血の代償を支払え、だがかれらが見逃す場合は別である。もし被害者があなたがたと敵対関係にある民に属し、信者である場合は、1名の信者の奴隷を解放すればよい。またもしかれがあなたと同盟している民に属する場合は、その家族に血の代償を支払ったうえ、1名の信者の奴隷を解放しなければならない。資力のない者は、アッラーからの罪の償いに聘けて2ヶ月間の斎戒をしなさい。」(4章92節)

ディヤは、報復の緩和であり、被害者側が蒙った損害に対し、キサース(同態復讐)刑を被害者側が要求しない場合の賠償金に当たる。クルアーンの2章178節、4章92節で説かれている通りである。

殺人と傷害とに別れその保障をめぐり詳細な叙述はここではかなわないため、故意の殺人に対しては、宗教、性別、年齢などによっても異なる保障が必要になること、過失致死の場合はそれより減額されることにとどめておく。(完)



## ニュージーランド訪問記

拓殖大学イスラーム研究センター  
シャリーア専門委員会委員長 武藤英臣

本年3月2日から10日間ニュージーランドを訪問した。ニュージーランド・ムスリム協会連盟(The Federation of Islamic Association of New Zealand(Inc) : FIANZ)を通じハラール認証を得ている畜産事業所を訪問した。

ニュージーランドは赤道を挟み日本と反対側の南半球にあり、日本のように南北に長い国土で、日本より東に位置している。日本が冬の時、ニュージーランドは夏で4時間、冬に3時間の時差がある。国土は大きな二つの島(北島、南島)と周辺諸島から成り、日本の約3/4の広さである。人口は403万程で、人口の主体はアングロサクソン系のクリスチャンである。先住民マオリ系は約14%程である。ニュージーランドは国内人口より飼育される羊の数が多くと言われるように、食肉輸出は基幹産業である。

### ムスリム事情

ムスリム人口は、ムスリム自身や政府にも明確な統計は無い。国内全土で約3万~5万人程のムスリムが住むといわれる。殆どのムスリムは移住者であり、インド、パキスタン系が圧倒的に多い。最近ニュージーランド人(Kiwi)改宗者が出ているという。ムスリム女性との結婚を機に改宗する者が殆どであるという。キーウィ改宗ムスリムは3百人とも7百人ともいわれ、その実数は全く不明であるという。クライストチャーチで訪ねたフィージー(インド系)ムスリム女性と結婚した男性とクウェイト人女性と結婚したキーウィ改宗ムスリムは、連絡出来るキーウィムスリムは8名と語っていた。

ニュージーランド第一の都会であるオークランド市(北島)の南西部や南東部には、自動車修理事業者やそこに働く従業員などがムスリム・コミュニティを形成している。空港近くには、フィージー出身校長のムスリム子弟寄宿学校があり、イスラーム教育を行っている。そこには日本在住インド系ムスリム子弟が在籍していた。一方、アラブ系ムスリムは南島に多いが、彼等もそれぞれの地域にコミュニティを作り住んでいる。最近、政府がアフリカ難民を受入れ、その結果アフリカ系ムスリムが急増しているという。これらアフリカ難民(ムスリム)は農業畜産が盛んな南島に定着させるよう政府が奨励しているという。

記録に残るニュージーランドのムスリムは、1874年に中国系ムスリムがニュージーランドの金鉱山労働者としてやってきたのが最初である。しかし鉱山業の急激な衰退に伴い彼等は帰国したという。その後、1900年代初期にオークランド近辺に移住してきたムスリムがニュージーランドにおけるイスラーム活動の始まりであるとムスリム達は述べている。だが、最近改宗ムスリムが、国内ムスリムの足跡を調べ始め、1800年代の新聞記事から、南島Nunedinに1888年11月5日に埋葬されたMohamed Danという人物が居たことを発表している。

移住ムスリムたちは、1950年、オークランド市にニュージーランド・ムスリム協会を組織し、1957年に同市内下町のポンソンベイ地区に一軒家を購入しモスクとした。その後、1962年首都ウエリントン、1980年クライストチャーチ市、1981年ハミルトン市、1982年パーマストーン・ノース市、1994年ダニーデン市にそれぞれムスリム協会を設立していった。

現在は、NZMA(ニュージーランド・ムスリム協会、オークランド市)、SAMA(南オークランド・ムスリム協会、オークランド市)、WMA(ワイカト・ムスリム協会、ハミルトン市)、MMA(マナワト・ムスリム協会、パーマストーン・ノース市)、IMAN(ニュージーランド・国際ムスリム協会、ウエリントン市)が北島、MAC(カンタベリー・ムスリム協会、クライストチャーチ市)、OMA(オタゴ・ムスリム協会、ダニーデン市)が南島にある。これら7協会の連合組織がFIANZ(ニュージーランド・ムスリム協会連盟)である。

現在ニュージーランドで活発なイスラーム活動を聘けるMACは、会

員数400名、会費は徴集していない。アラブ系移住ムスリムが音頭を執り活動している。海外からの寄付金で建てたモスクを中心としたムスリム子弟教育の授業料やハラール認証収入が活動の原資となっている。更に、サウディアラビアやUAEの篤志家の寄付を毎年募り、それらでイスラーム活動を行っている。今年の7月には第二回改宗者ムスリム全国大会をオークランド市で開催予定している。「イスラームにおける女性の権利」を基調講演テーマとし、海外から講師を招くとのことである。

### ハラール認証事情

ニュージーランドは非イスラーム国であり、イスラーム教徒は全くの少数派であるにも拘らず、ニュージーランド牛肉、羊肉、それらの加工品、酪農製品等のニュージーランド製ハラール製品は世界に多数流通している。

ニュージーランドは鉱山業を奨励した時もあったが、基本的には畜産農業国家であるため、畜産農業製品の海外輸出を早くから模索していた。そのようななか、1970年代イランのシャール政権は、ハラール食肉輸入のため、イスラーム法学者を団長とするハラール屠畜専門家十数名を派遣、ハラール製品を自分たちで製造、輸入することとした。イラン大使館にハラール担当部局を設け、畜産事業者にイラン人ハラール屠畜専門家を雇用させ、ハラール生産を行わせ、それをイランは輸入した。これらのことでニュージーランド食肉事業者は、ハラール製品についての知識と経験を積んでいった。イラン政府から派遣されたハラール食肉生産指導員であったAhmad Asghari氏は、1970年

ニュージーランドに着任してから各地の屠場で就業したことを語っていた。シャール政権が倒れ、大使館の庇護が無くなり、イランへのニュージーランド食肉輸出が激減し、苦労したとの事である。しかし、ハラール食肉生産方式は非イスラーム国ニュージーランドで根付き、食肉輸出はイランから、マレーシアに代わった。ニュージーランド製ハラール食肉は、マレーシア経由中近東、特にサウディアラビア、クウェイト、UAEへ輸出されることとなった。

牛/羊畜産事業者の団体であるニュージーランド食肉事業協会(MIA:Meat Industry Association

of New Zealand)は、ニュージーランド国内で強力な産業団体である。MIAは毎年、翌年度のハラール食肉生産量を予測し、マレーシアから必要な屠畜専門家の派遣を要請している。マレーシアには、MIAの要請に対応出来る屠畜専門家派遣機関がある。給与、交通費、支度金、期間、保険等すべてが契約書で準備出来ており、ファックス一枚でマレーシア人専門家は契約書にサインし、ニュージーランドへ向かっている。

食肉生産事業者の中には、イスラーム法に則った屠畜専門家をパーマメントに雇用するもの、一部には3ヶ月間だけハラール屠畜専門家の派遣を受ける事業者もいる。或いは、自社屠場のうち、一屠場をハラール食肉生産所とし、他は非ハラール肉生産所としているところもある。興味深いことに、ニュージーランドでは、豚の屠場は牛/羊の屠場と同一ではなく、別業種として取扱いを受けているという。ニュージーランドは、豚の畜産事業者、牛/羊の畜産事業者、養鶏事業者はそれぞれ別個に事業者協会を作っているという。ニュージーランドでは豚の屠場で牛や羊の屠畜は絶対行わない、とイラン人屠畜専門家は話してくれた。それは、彼等がハラールについて啓蒙してきた結果であると自慢そうに話していた。

ニュージーランドには二つのハラール認証団体がある。それらは、マレーシア連邦政府イスラーム開発局(JAKIM)とインドネシア・イスラーム学者評議会(MUI)からハラール認証団体として承認されている。一つは、国内各地にあるイスラーム団体の連合組織である「ニュージーランド・ムスリム協会連盟FIANZ」であり、もう一つは、首都ウエリントンに事務所を構えるエジプト出身の男性による「New Zealand Islamic Meat Management Incorporated (NZIMM)」である。



クライストチャーチ・モスク前でキーウィムスリム(右)とFIANZ南島ハラール担当官



お問い合わせ先：拓殖大学イスラーム研究センター  
〒112-8585 東京都文京区小日向3-4-14  
TEL：03-3947-9414 FAX：03-3947-9416  
ホームページURL: <http://www.cnc.takushoku-u.ac.jp/>

拓殖大学 イスラーム研究センター ニュースレター

平成17年6月30日発行  
発行人 拓殖大学イスラーム研究センター  
編集人 イスラーム研究センター主任研究員  
柏原 良英

## イスラーム法における住宅ローンの法的判断

イスラーム研究センター研究員 ザキ モハメッド

中東の情勢は不安定な状態が続いている。また、パレスチナ問題、イラク問題などの諸問題は、中東諸国の経済にも悪影響をもたらしている。このため、中東諸国では色々な経済的社会的問題が起きている。その中でも最も注目されている問題は、住宅を購入あるいは建設する際の住宅ローン問題である。人々は経済悪化のため、利子付きのローンを組んで住宅を購入せざるをえず、利子（リバー）の問題が発生する。利子付きローンの利用が避けられない場合、イスラーム法（シャリーア）ではどのように判断されるであろうか。この問題について、パレスチナのエルサレム大学イスラーム法学部教授ホサム・アーファーナ博士は以下のように語る。

利子は、イスラーム法では大罪（カバール）の一つであり、禁止行為である。なぜならば、聖クルアーンと預言者ムハンマドの慣習（スンナ）に明確にその禁止が述べられているからである。クルアーンには次のように記されている。「利息を貪る者は、悪魔にとりつかれて倒れたものがするような起き方しか出来ないであろう。それはかれらが『商売は利息をとるようなものだ。』と言うからである。しかしアッラーは、商売を許し、利息（高利）を禁じておられる。それで主から訓戒が下った後、止める者は、過去のことは許されよう。かれのことは、アッラー（の御手の中）にある。だが（その非を）繰り返す者は、業火の住人で、かれらは永遠にその中に住むのである。アッラーは、利息（への恩恵）を消滅し、施し〔サダカ〕には（恩恵を）増加して下される。・・・あなたがた信仰する者よ、（真の）信者ならばアッラーを畏れ、利息の残額を帳消しにしなさい。もしあなたがたがそれを（放棄）しないならば、アッラーとその使徒から、戦いが宣告されよう。だがあなたがたが悔い改めるならば、あなたがたの元金は収得出来る。（人びとを）不当に扱わなければ、あなたがたも不当に扱われない。」

（クルアーン2章275-279節）

さらに預言者ムハンマドの言行録（ハディース）には、次のような伝承がある。「ジャービルは次のように伝えている。『アッラーの使徒はリバーを貪る者とそれを支払う者とそれを書き留めた者と二人の証人に災いあれと言って厳しく非難した。また使徒は『彼等は皆同類である』とも言った』」（ムスリム正伝集より）

西欧世界では利子が日常的に利用されているが、実は、モーゼの啓示とキリストの啓示においても利子については禁じられている。旧約聖書で利子が禁じられているのである。旧約聖書にはこのように記されている。「もし、あなたがわたしの民、あなたと共にいる貧しい者に金を貸す場合は、彼に対して高利貸しのようにしてはならない。彼から利子を取ってはならない」（「出エジプト記」22）

クルアーンには「（ユダヤ人が合法だったものをアッラーに禁じられたのは）禁じられていた利息（高利）をとり、不正に、人の財産を貪ったためである。われはかれらの中の不信心な者のために、痛ましい懲罰を準備している。」（4章161節）とあるように、利子を禁止する内容が記されている節を数箇所見つけることができる。

しかしイスラーム法において「利子（リバー）」は禁じられているが、「利潤」は認可され、活発な経済活動によって利潤をえることは、大いに推奨される。よって、金銭の貸主と借主が契約によって利益や損失を分け合うことは認められている。

元の問題に戻ると、住宅を購入あるいは建設する際のローンの場合、利子付きのローンを利用するのはイスラーム法で禁じられている利子（リバー）に当てはまることは明らかである。しかし、イスラーム法では、金銭や物品の貸し出しにはいくつか方法があり、その一つにカルド・ハサン（純粋な貸し出し）と呼ばれるものがある。これは貸し出した金額や物品以外には全く金額が発生しないもので、つまり、金銭の場合は借りた金額と同じ金額を、物品の場合は借りた物とまったく同種同等の物を返すことである。カルド・ハサンは、貸主が貸し出したことによって利得を得てはならない。「あなたがたが利殖のために、高利で人に貸し与えても、アッラーの許では、何も増えない。だがアッラーの慈顔を求めて喜捨する者には報償が増加される。」（30章39節）

また、イスラーム法では必要性に二つの段階が認められている。第1段階は単に不足すること（ハージャ）、つまりそれを欠いたとしても生命、身体、財産に害を与えるようなことがない場合で、この時は禁じられていることは守らなければならない。第2段階は、生命にかかわる必要不可欠なこと（ダルーラ）、つまりそれを欠くと生命、身体、財産に被害を与えるような場合で、これに関しては禁じられている事項は、被害を避けるために一時的に行っても許容される。これは、クルアーンに次のように記されている。「かれがあなたがたに、（食べることを）禁じられるものは、死肉、血、豚肉、およびアッラー以外（の名）で供えられたものである。だが故意に違反せず、また法を越えず必要に迫られた場合は罪にはならない。アッラーは寛容にして慈悲深い方であられる。」（2章173節）

また、次の節でも禁止事項を守ることができない場合について触れている。「あなたがたは、アッラーの御名が唱えられたものを、どうして食べないのか。かれは、あなたがたに禁じられるものを、明示されたではないか。だが、止むを得ない場合は別である。本当に多くの者は、知識もなく気まぐれから（人びとを）迷わす。あなたの主は、反逆者を最もよく知っておられる。」（6章119節）

多くのイスラーム法学者は、禁止事項を行ったり義務行為をしない、または先延ばしにすることが許されるのは、ダルーラのときだけだとしている。

それでは利子付きローンを利用した住宅購入問題は、ハージャとダルーラのいずれに該当するのであろうか。イスラーム法学者のマウドゥーディー氏によると、住宅の購入や建設、あるいは会社規模の拡大は、ハージャではあっても、ダルーラではないと考えられるため、利子付きローンを利用することは禁じられる。さらに、例えダルーラが発生した場合であっても、許容されるのは危機を避けるために必要最低限な範囲のみで、住宅購入に利子付きローンを利用する場合も同様である。クルアーンには次のように述べられている。「あなたがた信仰する者よ、倍にしまたも倍にして、利子を貪ってはならない。アッラーを畏れなさい。そうすればあなた方は成功するであろう。」（3章130節）